

令和2年度 就学援助費 申請期間が延長になりました

西東京市では、市内にお住まいの国公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的理由により教育費の支払いにお困りの方を対象に、学用品費や学校給食費などの教育費の一部を援助する「就学援助」という制度があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休業等の状況に鑑み、令和2年度に限り就学援助費の申請期間を延長します。

変更前：令和2年4月6日（月）から 令和2年4月30日（木）まで

変更後：令和2年4月6日（月）から 令和2年5月29日（金）まで

5月の臨時窓口（追加）

場所：東分庁舎地下1階 会議室1（保谷）

日にち：令和2年5月27日（水）～5月29日（金）の3日間

時間：午前8時30分～午後5時

※学務課（田無第二庁舎3階）では引き続き平日の受付をしています。

Q&A

Q. 5月に申請しても、新入学学用品費や4月分の学用品費は対象になるの？

A. はい。対象となります。

Q. 来年度も申請期間は5月までなの？

A. いいえ。令和2年度のみです。来年度は4月までです。

Q. 申請書の提出方法に変更はあるの？

A. ありません。田無第二庁舎3階 学務課に提出してください。

お問合せ：西東京市役所田無第二庁舎3階 学務課学務係 042（420）2824（直通）